

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (下田 剛議員、石崎遊太議員・第2回)

○日 時 令和8年6月15日 午後4時56分～午後4時59分、午後5時00分～午後5時07分、
午後6時48分～午後6時53分

○場 所 第一会議室

○審査事項 (1) 調査請求の適否について
(2) 審査結果報告書について

○出席委員 委員長 千田 征 志
副委員長 石橋むつみ
委 員 溝 川 幸 二

○調査対象議員 下 田 剛、石 崎 遊 太

○出席議会事務局職員 石川博英議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
高田美緒議事グループリーダー

○委員長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開かせていただきます。

初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いします。

お手元の次第のとおり、本日は、前回に引き続き調査請求の適否から審査を行います。

前回の審査会で決定したとおり2件一括で審査を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、適否に関する議論をするために請求者や当該議員への聴取を行うかなど、審査の進め方を検討いただいたと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 詳しい調査請求書があるから不要だと思います。

○委員 調査請求書を改めて見たんですけれども、当該議員の聴取を行うべきだと思います。

○委員長 意見が分かれたので、採決により決定いたします。

なお、採決は聴取を行うことの可否を諮りますので、挙手がない場合は否の意思表示であるとみなしますので、ご了承のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。調査請求の適否の決定のため、事前の聴取を行うことに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 採決の結果、可否同数であります。したがって、政治倫理条例施行規程第6条第3項により委員長が可否を裁決いたします。

委員長としましては、否と裁決いたします。したがって、聴取を行わないということで決定いたします。

続きまして、政治倫理条例施行規程第8条では、審査に当たり当該議員に意見を述べる機会を与えることになっております。

ここで両議員から意見を伺うことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）では、ただいまのとおり決定いたします。

それでは、この後、下田議員、石崎議員に出席の要請をいたしますので、暫時休憩いたします。このままお待ちください。

午後4時59分休憩

午後5時00分再開

[下田議員、石崎議員 出席]

○委員長 再開いたします。

調査請求の対象議員、お二人に出席を頂きました。このたびの調査請求に関しまして、ご意見があれば、それぞれ述べていただきたいと思います。

○下田議員 この間、私が発言したと思われる箇所を確認いたしました。

政治倫理審査会という極めて重要かつ厳正な場において、私は対象者のいかに問わず、等しく厳格な姿勢で臨むべきであるという信念を持っております。今回の発言もその一環であり、これを不適切とされてしまえば、今後、政倫審における議員の自由な議論や、職責を全うすること自体が形骸化しかねません。与えられた役割を全うするための発言であり、私としては正当な問題提起であったと確信しております。

○石崎議員 まず、今回請求者から疑義を頂戴した私の行為の内容について、私自身の認識を申し述べます。

私の発言や判断は、特定の議員を擁護するためのものではありません。政治倫理審査会という重い手続を運用するに当たり、請求内容、添付資料、発言の特定性、そして聴取の必要性をどのように判断すべきかという議事運営上の観点から述べたものです。

政治倫理審査会は、市民の信頼に応え、清潔かつ公正で、開かれた民主的な市政の発展に寄与するための重要な制度であると理解しています。

また、政治倫理条例では、審査会の委員が公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない旨が定められています。私の発言は、まさにその前提に立ち、審査会として請求内容をどのように受け止め、どのような手続で判断すべきかについて意見を述べたものです。

また、草間議員からの聴取を不要とする判断は、私個人の判断で決定されたものではなく、審査会における採決の結果、賛成多数で決定されたものです。そのような発言や判断について、もし、仮に当初の請求における請求人の主張と異なる見解を述べたという理由で、さらに政治倫理上の問題として請求されるのであれば、今後、委員は請求内容の不明確さや聴取の必要性について率直に意見を述べるのが難しくなります。それは、政治倫理審査会の適正な運用にとっても、

議会における議員の発言保障にとっても看過できない問題であると考えます。

さらに申し上げれば、仮に草間議員への擁護という観点で考えるのであれば、同じく聴取を不要とする趣旨の発言をした委員、または、その判断に賛同した委員がほかにもいる中で、なぜ私と下田議員だけが請求対象になったのかについては大いに疑問が残るところです。

万が一、発言の内容そのものや審査会における具体的な判断ではなく、請求対象議員と同じ会派に所属しているという理由だけで、その発言や判断が対象議員を擁護するものだと評価されるのであれば、それは現在の委員選出の仕組みそのものを否定する議論につながりかねません。請求の対象議員と同じ会派の議員は委員として発言すべきではない、あるいは委員に選出すべきではないという考え方に立つのであれば、会派構成や議員数によって、議員ごとに政治倫理審査会における手続保障に差が生じるおそれがあります。それは、かえって議員間の不平等を生み、審査会の公平性を損なうものであり、容認できるものではないと考えます。

今回の件、また、他の政治倫理審査請求の状況にも鑑み、請求対象となる発言や行為の特定、添付資料の提出方法、審査に入る前の適否判断の基準等について、条例や運用規則の見直しも含め、今後の政治倫理審査会の制度運用を整理する必要があると考えます。

委員の皆様には、今回の請求が単に一議員の問題にとどまらず、今後の議会全体の発言環境と、政治倫理審査会の公正な運用に関わる問題であることをご認識いただけたらと思います。

○委員長　それでは、下田議員、石崎議員にはご退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

〔下田議員、石崎議員　退席〕

○委員長　では、調査請求の適否について、皆様のご意見を伺いたいと思います。

○委員　請求では、擁護する発言がどの部分に当たるのか特定ができないということもあり、そもそも調査に入ることができないので、私は否とします。

○委員　調査請求の中身を検討しましたがけれども、今、結果的には、お二人の議員から話を聞くことができました。三浦市の今の政治倫理条例、議員が委員をやるということで、他市とはまた成り立ちが違う部分もあるので。ただ、今は三浦市の政治倫理条例に従ってやっているわけですので、やはり調査請求の中身を考えた場合に、適という判断を私はしたいと思います。

○委員長　意見が分かれたので、採決により決定いたします。

なお、採決は適と決定することの可否を諮りますので、挙手がない場合は否の意思表示であるとみなしますので、ご了承のほどをよろしくお願いいたします。

お諮りします。今回の調査請求の適否について、適と決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　採決の結果、可否同数であります。したがって、政治倫理条例施行規程第6条第3項により、委員長が可否を裁決いたします。

委員長としましては、否と裁決いたします。したがって、調査請求の適否については否と

いうことで決定いたします。

この後は、審査結果の報告に関する協議を行うことになります。

これまでの審査内容を報告書にまとめる必要がありますので、暫時休憩いたします。

午後 5 時 07 分 休憩

午後 6 時 48 分 再開

○委員長 再開いたします。

お手元の次第に追加をいたしまして、審査結果の報告についての協議に入ります。

政治倫理条例第 9 条第 4 項により議長に審査結果の報告をしますので、この報告内容を決定いたします。

お手元の報告書案について、まず、事務局から説明をさせます。

○議会総務課長 それでは、説明いたします。本日、付託された事案についての審査が終了しましたので、これまでの審査結果をまとめた報告書を議長充てに提出いただくことになります。

お手元の審査結果報告書の案をご覧ください。本審査会は、2 件の調査請求を一括して審査を行っておりますので、審査結果報告書は調査請求書ごとに作成をしております。お手元のデータはまとめて 1 つにしてあります。また、ただいまからの説明についても一括させていただきますので、ご了承くださいたいと思います。

それでは、報告書の内容について説明いたします。

令和 8 年 4 月 21 日に本審査会に付託された件について、政治倫理条例第 9 条第 4 項の規定により報告するものとなっております。

まず、1. 審査対象議員は、下田 剛議員、石崎遊太議員でございます。

次に、2. 付託事案は、「令和 8 年 3 月 4 日開催の三浦市議会議員政治倫理審査会における行為について」でございます。

次に、3. 審査結果につきましては、本日ご決定いただいたとおり「調査請求の適否について否と決定した」としてございます。

次に、4. 審査の経過としまして、本日を含みます審査会 2 回の開催日、また「審査の概要は別紙のとおり」としてございます。

2 ページ目以降は、別紙としまして、開催ごとの概要をまとめたものとなっております。内容につきましては、あらかじめご覧いただいておりますので、この場での読み上げは割愛させていただきます。

報告書案の内容については、以上でございます。

○委員長 ただいま説明がありましたが、質疑、意見等があればお願いします。（「なし」の声あり） なければ、お手元の案のとおり審査結果報告書を議長に提出することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） では、この報告書をもって、後ほど私のほうから議長に報

告いたします。

最後に、本日以降の流れについて事務局から説明をさせます。

○議会総務課長　それでは、ご説明申し上げます。

まず、審査結果の報告についてでございます。本日、審査会を閉じた後になりますが、千田委員長から神田議長に、ただいまご確認いただいた報告書により審査結果の報告を行っていただきます。

また、政治倫理条例施行規程第9条では「議長は、審査会から報告を受けたときは、当該報告書の写しを調査請求を行った者及び当該議員に送付するもの」とされておりますので、引き続き議長から当該議員お二人に報告書の写しをお渡しいただきます。なお、調査請求者への送付は、郵送により行うことといたします。

次に、審査会についてでございます。政治倫理条例第8条第4項では「審査会の委員の任期は、議長に対し付託された事案の審査結果の報告を終了したときまでとする」と規定されておりますので、議長への報告を終えた時点で委員の任期が終了し、当審査会はなくなります。

次に、審査結果の公表についてでございます。条例第9条第5項では「議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、その概要を速やかに公表しなければならない」、また、条例施行規程第10条第1項では「審査結果の概要の公表は、三浦市議会だよりへの掲載により行う」と定められておりますので、今後、議会だよりに審査結果に関する記事を掲載いたします。

そのほか、三浦市議会のウェブサイトにも政治倫理審査会のページがございますので、こちらにも審査結果報告書を掲載する予定でございます。

最後に、議会に対する報告でございますが、過去の例に倣い、議長から各派代表者会議への報告と、本会議で配付する議長報告への掲載により行いますので、ご承知おきいただければと思います。

本日以降の流れにつきましては、以上でございます。

○委員長　ただいま説明がありましたが、質疑、ご意見などございますか。（「なし」の声あり）

では、ただいまのとおりとなりますので、よろしくお願いいたします。

当審査会の審査は、以上で全て終了いたしました。事務局からの説明にもありましたが、審査会の委員の任期は議長への審査結果の報告を終了したときまでとなっておりますので、本日、当審査会は解散となります。委員の皆さんには、運営にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして当審査会を閉じさせていただきます。ご苦労さまでした。